

12 / 5

19:00~

穂高総合支所
参加者104人

市の防災方針

質問 新潟では大きな災害があつたが、安曇野市も糸魚川静岡構造線の真上に位置し、いつ大きな地震が発生してもおかしくない。市の防災への取り組みはどのようなものか。また、対策や備蓄など市と市民が一体となつて取り組む内容もあると思う。

市長 先日も区長会の主催による講演会があり、旧山古志村職員から、地震の時のお話を聞く機会が設けられ、大勢の皆さま

んが参加された。また市でも、防災のための手引きとして、ハザードマップを作成する準備を進めている。また、備蓄についても対応していきたい。現在、区長さんの力を借りて、地域で自主防災組織を作つていただいている。何かあつた時に生命を守るためには、やはり隣近所、そして地域での初動活動が大変重要と考えている。

早春賦祭りへの支援を

意見 早春賦祭りを毎年実施しているが、実行委員になる人がおらず、現在の委員も高齢化してきて苦勞している。また予算的にも大変で、市の祭りでもあり、切にしていきたいと思うが、その

市長 地域の文化や伝統は、大切にしていきたいと思うが、その

すべてを市で面倒見るわけにもいかず、皆さんのお力があつてこそだと思ふ。早春賦祭りも実行委員会の皆さんでここまで進めてきていただいております。心をお客が訪れたり、音楽祭として発展してきたりと、一生懸命やっていたら、何かあつたらご相談いただきたいと思います。観光的に厳しいこともあり、満足いただけられないこともあると思ふ。ですが、できる限りのお手伝いをしていきたいと考えています。

歩道の設置を

意見 有明線、山麓線に歩道を設置して欲しい。遠くから来る友人に、ゆつくり歩いたり、自転車であつたりしたいが、怖くてできないと言われることもある。

片側でいいので整備をお願いしたい。

市長 穂高地域ばかりでなく、市内各地から要望があることで、何とか早く整備をしていきたい。市道については市が、県道については県が実施するわけで、遅々とした進みだが実施されてきている。また21年春には、大町松川地区のアルプスあづみの公園がオープン予定で、そうなると思はれるので、県へ要望している。地主の人に遠方の人がいたり、用地買収などは大変なことも考えられるが、県と一緒で、必要なところへ設置できるように今後も努力していきたい。



穂高有明
かつうら たけゆき
勝浦 健之 さん

地域の身近な問題として、小学校のスクールバスについてお話をしました。不審者等の事件も聞かれ、子どもたちが心配です。スクールバスの区域を距離でなく、エリアで考えたり、3年生までという制限を拡大したりしてほしいです。仮に負担などが発生しても、もっと選択肢が増えてほしいと思います。

その他のご意見

- ・本庁舎の建設
- ・水道料金
- ・入札について
- ・農業問題
- ・区内での住宅建設
- ・区への加入について
- ・給食費の滞納 など

後期高齢者医療制度

所得割率と均等割額が決定

75歳以上の高齢者などを対象に、4月から始まる後期高齢者医療制度。その所得割率と均等割額が決定しましたので、お知らせします。

昨年11月に開催された長野県後期高齢者医療広域連合議会で、後期高齢者医療の保険料が決定しました。後期高齢者医療の保険料は一人ひとりに課せられ、それぞれの所得に応じて負担していただく「所得割」と被保険者の皆さんに等しく負担していただく「被保険者均等割」の合計で、保険料額が決まります。

長野県後期高齢者医療広域連合の保険料は、所得割率が6.53%、被保険者均等割額が3万5,787円に決まりました。1人当たり平均保険料額は、長野県全体で6万5,017円となります。今回の保険料率は平成20年及び21年の2年間適用されます。なお、所得の低い被保険者には、被保険者均等割が、世帯の所得状況に応じて7割、5割、2割と軽減されます。また、新たに保険料を負担していただく社会保険の被扶養者については、制度加入から2年間は、均等割額のみ課され、その額も5割軽減されます。さらに平成20年度の4月から9月の半年間は、保険料の徴収が免除され、残りの半年も保険料が9割軽減されます。保険料の計算式およびそれぞれのケースごとの保険料は、下記のとおりです。

長野県 後期高齢者医療広域連合保険料

- ▶均等割額 35,787円(年額)
- ▶所得割率 6.53%

○保険料計算式

$$\text{1人当たりの保険料額} = \text{被保険者均等割額} + \text{所得割額}$$

↓

35,787円

$$(\text{被保険者総所得金額等} - \text{基礎控除額} 33\text{万円}) \times 6.53\%$$

※被保険者均等割は、世帯の所得に応じて軽減される場合があります。
 ※所得による軽減の詳細は、情報ボックス(P28)「おしえて!後期高齢者医療制度②」をご覧ください。
 ※実際の保険料は、均等割と所得割を合計した後に100円未満を切り捨てます。

こんな場合の保険料はどうなるの?

- ケース①** 国民年金79万円受給ひとり世帯 保険料:10,700円(7割軽減)
- ケース②** 夫...厚生年金208万円 妻...国民年金79万円受給世帯
 保険料:夫:64,500円 妻:28,600円 世帯計=93,100円(2割軽減)
- ケース③** 社会保険の被扶養者 保険料: 1,700円(平成20年度)
 :17,800円(平成21年度)
 ※7割軽減が適用になる人は10,700円

後期高齢者医療制度に関する問い合わせは

穂高総合支所内市民環境部市民課国保年金担当(TEL82・3131 FAX82・6622)